

新年あけましてでとうございます。

超高齢化社会となって、さまざまな問題が生じています。天皇陛下の退位問題をはじめ社会保障費の増大、社会保険料の増額、増税といったことにつながります。さて今年はどのような年になることでしょうか。

相続ビジネスの現場においても当然変化があり、基礎控除の減額により課税対象となる被相続人は倍増し、税額も 5000 億円増加しました。

被相続人数

毎年亡くられる方は全国で 120 万～130 万人です。平成 18 年以前は年間 100 万人前後でしたが、高齢化社会となり今後は 130 万人前後を推移すると思われます。平成 27 年中に亡くられた方(被相続人数)は約 129 万人(平成 26 年約 127 万人)、このうち課税対象となった被相続人数は約 10 万 3 千人(平成 26 年約 5 万 6 千人)で、課税割合は 8.0%(平成 26 年 4.4%)となっており、平成 26 年より 3.6 ポイント増加しました。

相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、

	土地	現金・預金	有価証券			
平成27年度	38.0%	30.7%	14.9%			
平成26年度	41.5%	26.6%	15.3%			

となっています。

マイナンバー

いよいよマイナンバー制度がスタートです。申告書や申請書などにマイナンバーの

記載が必要です。

年末調整による法定調書

償却資産税(市町村提出)

確定申告書

土地売却や賃貸借の場合業者より提示を求められます。

当方におきましては、提携税理士法人と共通の管理プロソフトにおいて管理して参ります。

決算資料・申告資料の際ご提示お願い致します。